

泉佐野市人権行政基本方針

泉 佐 野 市
2004（平成16）年7月

はじめに

本市では、1993（平成5）年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現をめざすことを内外に示しています。

そして、条例の具体化にむけ、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」や「同和行政基本方針」（改訂）、「人権教育基本方針」、「人権保育基本方針」を策定し、施策の推進にむけ取り組みを進めてきています。

人権擁護、尊重は世界の大きな潮流となっており、人権の考え方も拡大していることや、社会経済情勢の変化に伴い、新しい人権課題も生じていること、さらに人権侵害事象が多く生起している状況を踏まえ、人権尊重、擁護に関する施策を総合的、体系的な推進が求められています。

こういった点から、2004（平成16）年2月に、「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」に、今後の人権擁護に関する総合的、体系的な推進を図る上での指針についてを諮問し答申を頂き、その答申に基づき、「泉佐野市人権行政基本方針」を策定しました。

この「泉佐野市人権行政基本方針」は、すべての行政分野における人権の視点での施策推進を図る上での基本理念や、「人権意識の高揚を図るための施策」、「人権擁護に関する施策」、「人権施策の推進」等を掲げ、総合的、体系的な行政を推進していく上での基本方向を示しています。

今後、本市においては、この「基本方針」に沿って市民の皆様の理解と協力をいただき、すべての行政の分野で人権尊重の視点に基づき、行政施策を遂行し、一人ひとりの人権が尊重される社会が実現できるよう取り組んでまいります。

「基本方針」の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言等をいただきました「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」の各委員をはじめ、関係の皆様方にお礼を申し上げます。

また、「基本方針」に基づく行政施策推進にあたっては、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2004（平成16）年7月

泉佐野市長 新田谷 修司

目 次

I. 人権をめぐる状況	1
1. 国内外の人権尊重の潮流	1
2. 泉佐野市におけるこれまでの取り組み	2
II. 基本理念	3
III. 泉佐野市における人権の状況と主要課題への取り組み	6
(1) 同和問題解決のための施策	6
(2) 男女共同参画社会実現にむけた施策	8
(3) 障害者施策	10
(4) 高齢者施策	11
(5) 子どもの人権尊重にむけた施策	12
(6) 外国人施策	13
(7) 情報化に伴う施策	14
(8) その他の人権に関する課題	15
IV. 人権行政の基本方向	17
1. 人権意識の高揚を図るための施策	18
①人権教育・啓発の推進	18
②職員の研修	19
③市民参加の促進	19
④指導者の育成	20
⑤情報の収集・提供	21
2. 人権擁護に関する施策	21
①市民の自己決定と自己実現の支援	21

②人権に関する相談窓口の整備及び人材の育成	2 2
③人権相談活動のネットワークの構築	2 2
④人権侵害の実態把握と人権施策の効果的な推進	2 2
⑤人権救済、保護システム	2 3
V. 人権施策の推進	2 3
1. 人権尊重を基礎とした業務の遂行	2 4
2. 推進のための体制	2 4
3. 府や各市町村との連携	2 5
4. 市民団体や企業、NPO等との連携と協働	2 5

I. 人権をめぐる状況

1. 国内外の人権尊重の潮流

国際社会においては、2度にわたる世界大戦の反省から、戦争は最大の差別であると位置付け、恒久平和を願って、1948年（昭和23年）に世界人権宣言が国際連合で採択され、第2条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言葉、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位、又はいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」とうたわれています。

その後、世界人権宣言の精神を具体化する「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する協約」、「児童の権利に関する条約」などを通じて、国際的な人権保障の確立にむけた取り組みが進められてきています。

1994年（平成6年）には、人権を知識として理解するだけでなく、実現のため具体的に取り組むことを求めた「人権教育のための国連10年行動計画」が示され、最終年が近づいています。

世界の平和と繁栄を図るには、人権の尊重と擁護がより大切であるとの認識が、ますます国際社会の大きな潮流となっています。

わが国においては、「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げた日本国憲法が制定され、以後国際人権規約をはじめ、人権に関する条約等を批准してきました。

また、国内における人権保障の確立にむけ、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、国、地方自治体においても「行動計画」を策定し、積

極的な取り組みが進められています。

さらに、1997年（平成9年）に施行された「人権擁護施策推進法」に基づく、「人権擁護法（案）」の制定にむけた動きもあります。1999年（平成11年）には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を求めめるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」と「人権侵害に対する被害者救済について」の答申が出されました。

これらを受けて、2000年（平成12年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

このように国内においても、法整備等が進められ、人権尊重の潮流はさらに大きなものとなってきています。

2. 泉佐野市におけるこれまでの取り組み

同和問題の解決をはじめ、人権問題を重要な行政課題として位置づけ、第3次泉佐野市総合計画の中で、ひとつづくりの推進の項に、「すべてのひとが輝く社会の実現」を掲げ、人権を尊重し、思いやりの気持ちを持ったひとつづくりを展開していくことを明記しています。

本市では、人権尊重のまちづくりをめざし、1978年（昭和53年）に、「人権擁護都市宣言」、1985年（昭和60年）には、「非核平和都市宣言」を行いました。

また、1991年（平成3年）には、「泉佐野市人権問題啓発基本方針」を策定し、同和問題の解決へ向けた啓発活動をはじめ、様々な分野での差別意識の解消や、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る取り組みを強化するとともに、1993年（平成5年）には他市に先駆け、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、行政のすべての分野での人権意識の高揚を図るとともに、差別の解消のための行政施策の推進に努めています。

さらに、1998年（平成10年）には、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」を策定し、「人権の文化を世界中に築き上げる」という基本理念に基づき、すべての市民が人権尊重の意識を高め、日常生活において実践していけるよう取り組みを進めてきています。

市内においては、1978年（昭和53年）に、泉佐野市人権対策本部を設置し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざして取り組みを進めてきたところです。とくに、人権問題町別懇談会、人権問題職場研修は、他市には例を見ない身近なきめ細かい研修として取り組んでいます。

2003年（平成15年）には、全部局と関連課の課長代理級に人権推進課兼務職員の辞令交付を行うと同時に、人権対策本部の組織の充実を図り、あらためて行政施策全般を人権尊重の視点から、みつめなおしていく体制づくりを行いました。

人権をめぐる諸環境の変化等に対応するとともに、あらゆる人権の課題を市政の重点課題としてとらまえ、施策の推進に努めてきました。

Ⅱ. 基本理念

基本的人権、あるいは人権というのは、人が生まれながらに持っている権利のことです。人権教育、啓発に関する基本計画では「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」としています。

人が生きていく上での権利には、生命権、教育権、福祉権、居住権等、様々な権利がありますが、残念ながら市民一人ひとりがこういった権利の主体であるという意識が、日本社会では希薄であるという現実があります。

人権の考え方は、時代や社会情勢等によって変化しますが、現在は市民としての権利からその権利を確保するための失業や貧困などをなくすことも権利として認められるようになり、安全権、文化権、平和的生存権、環境権なども人権としてとらえられるようになり、人権の考え方も拡大してきています。人としての権利の保障を実現させていくことが、すべての人の人権の尊重、民主主義の確立につながっていくものだといえます。

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」には、「重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現に寄与することを目的とする」とあります。

こうした条例のめざす人権尊重の社会を実現するためには、行政はもとより、市民一人ひとりが主体的に努力していくことが必要です。

このためには、次の基準を目標として施策を実施していかねばなりません。

(1) 人間の尊厳の尊重

行政施策においては、まず何よりも「人間の尊厳」を確保することが求められています。「日本国憲法」は、「すべて国民は個人として尊重される」と規定しており、このことはすべての人は、「一人の人間」として尊重されるということであると解されます。一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現が大切であり、人間らしく安心して生活できるような社会が求められます。

(2) 平等の保障

すべての人は、一人の人間として平等に扱われる権利を有しています。あらゆる分野において、すべての人が平等な機会を保障されるよう、行政としても努めていく必要があります。

(3) 自己決定権の尊重

すべての人が「人間の尊厳」を持っているということは、すべての人が自己実現をめざし、自分の人生を自ら決定して生きていくことができる人間として尊重されるべきであることを意味します。画一的な価値観を押しつけるのではなく、お互いに多様な生き方を認め合うことが大切です。

社会の人権文化を豊かにするためには、性別、障害の有無、社会的出身、あるいは人種や民族など、本人が選ぶことのできない事柄によって生き方が制約される状況をなくしていくことや、すべての人が自分らしさを輝かせ、さまざまな違いを持った他者との出会いを通じて世界を広げ、社会参加を実現することによって、個の主体性や多様性にもとづく新たな社会的活力を創り出すことが必要です。

また、地域全体の人権文化を豊かなものとし、地域コミュニティづくりやまちづくりの観点から、豊かな人権文化の創造に取り組むことが重要です。

泉佐野市では、このような基本理念に基づき、「差別撤廃条例」のめざす人権尊重の社会をつくるために、すべての行政分野において総合的な施策の推進に努めていきます。

Ⅲ. 泉佐野市における人権の状況と主要課題への取り組み

泉佐野市においては、人権問題に対するさまざまな取り組みを行ってきましたが、依然として人権が侵害される事例も多く生じており、その形態は公権力やマスメディアによるものもあります。このような中で、取り組むべき主要な課題としては、次のようなものがあります。

(1) 同和問題解決のための施策

本市の人権問題への本格的な取り組みは、同和行政から始まったといえます。それは、部落差別の結果としての社会的な矛盾が同和地区に集中的に、かつ深刻に存在したからです。

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題です。

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」及び1969年（昭和44年）の同和対策事業特別措置法」施行以来、基本的人権の擁護、生活環境の改善など同和問題の早期解決をめざし、積極的に推進してきました。その結果、同和地区の状況は、住環境を中心に改善されてきました。

また、人権問題については市民の理解が大切であることから、人権啓発活動にも積極的に取り組み、市民全体の人権意識の高揚にもつながってきました。

しかしながら、2000年（平成12年）に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」の結果をみると、進学率や中退問題などの教育の課題、失業率の高さや不安定就労等の労働の課題が残されていることが明らかになりました。

また、学歴の高い層や安定した就労を獲得した若年層が同和地区から転出していく一方、低所得層や母子家庭などの行政上の施策を必要とする人々が転入してくるといった動向もみられます。

さらに、依然として結婚問題を中心に差別意識の解消が十分に進んでおらず、本市においても部落差別事象が跡を絶たない状況があります。

今後は、この「実態等調査」を踏まえた2001年（平成13年）の「大阪府同和対策審議会答申」や「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」、「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」、「同和行政推進プラン（改訂）」に基づき、同和問題の解決にむけた取り組みを人権の確立をめざす総合的、体系的な施策の中に再構築し、一般対策を活用し、すべての人々の人権が保障された社会の実現をはかることが重要です。

部落差別は、人権問題についての市民一人ひとりの理解と実践を促進する人権啓発活動とともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものです。

そのためには、市民の人権意識の高揚を図る取り組み、同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた総合相談機能の充実、地区内外の住民の交流を図るための地域交流事業等を促進するための地区内施設の積極的活用等が必要です。

また、人権施策の推進の協力機関である（社）泉佐野市人権協会をはじめとする協力、関係機関や市民組織、NPO等との連携や泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会の活用を図ることも必要です。

「同和問題は、過去の問題ではありません。この問題の解決にむけた今後の取り組みを人権に係わる問題の解決につなげていくという広がりを持った現実の課題である。」という地対協意見具申の指摘を踏まえ、一般施策への移行については、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をみすえ、これまで積み上げてきた同和行政の成果を損なうことなく、一般対策に工夫を加え有効かつ適切に活用していきます。

（２）男女共同参画社会実現にむけた施策

市においては、1991年（平成3年）に「いずみさの女性プラン21」を策定し、あらゆる人権尊重の精神を基底とした新しい男女共同社会の実現をめざし、取り組んできました。1998年（平成10年）に「改定いずみさの女性プラン21」を策定、実施計画のもと、年次毎の

進捗状況を把握しながら推進を図ってきました。

2002年(平成14年)には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会の答申を受け、「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」及び「実施計画」を策定しました。

「計画」の基本理念は、①男女の人権の尊重、②社会における制度や慣行の見直し、③施策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立をうたっています。

「計画」の推進にあたっては、庁内に「泉佐野市男女共同参画推進会議」を設置し、全庁的な関係各課の協力のもと取り組みを進めてきています。

今後は、「計画」の8つの基本目標である、①男女共同参画社会実現のための意識変革、②社会参画の促進、③労働における男女平等の推進、④自立と参加、参画を支える社会環境の整備、⑤女性に対する暴力の排除、⑥総合相談機能の充実、⑦生涯を通じた健康の支援、⑧メディアにおける人権の尊重、をめざして取り組んでいきます。

また、1997年(平成9年)には、生涯学習センター内に女性センターを設置し、男女共同参画の推進、女性の社会参加と自立支援、男女共同に関する市民交流の拠点として位置付けをしております。

さらに、市自らが行政施策全般にわたり取り組むことにより、地域での推進役を担い、企業、市民団体、NPO等など地域社会へ広めていくことも大切です。

男女共同参画社会の実現は、市民とともに形成し、推進していくものであり、市民とのパートナーシップのもと、協働して総合的に取り組み、

男女共同参画社会の実現をめざしてまいります。

(3) 障害者施策

本市には、さまざまな障害をもった市民が生活しています。

1981年（昭和56年）に、国連が提唱した「国際障害者年」を契機に、障害者の福祉の推進、向上に加え、完全参加と平等という人権の視点での施策が必要であるという国際的な潮流が大きくなってきました。

国においては、1993年（平成5年）の「障害者基本法」の制定施行に続き、1995年（平成7年）には、「障害者プラン・ノーマライゼーション7ヶ年戦略」が策定され、大阪府では、2003年（平成15年）に「2003ふれあいおおさか障害者計画」が策定されました。

障害者を取りまく環境は、高齢化の急速な進行、価値観の多様化等により大きく変化していることもあり、2002年（平成14年）に、障害者計画策定審議会の意見具申を受け、「泉佐野市障害者計画」を策定しました。

すべての人が違いを認め合い、個人として尊重され、共に支えあい、暮らしを共感しあうことのできる地域社会の創造をめざし、市民、行政、民間団体が、障害者が主体的に生きることのできる社会の実現を基本理念とし、①人権の尊重～一人の人間としての誇りと尊厳を持ちながら、その人らしく生きてゆけ、自らの判断で選択、決定できるよう支援し、権利を擁護します。②連携の促進～福祉、教育、就労等の広い分野にわたって、庁内、関係機関の連携を強めるとともに、広域的な協力関係を重視し、総合的に対応します。③地域資源の活用～各種の社会資源を適切に利用しながら、住み慣れた地域で生活できるよう地域の専門機関が

持つ技術、知識を利用できる支援体制を構築します。④社会参加への支援～自由に意思を表示し、活動できる機会を均等に保障される社会づくりをします。以上の4点を基本的方向として取り組みを進めてきています。

障害者のニーズは、障害の状況や生活状況によって多種多様であり、これらのニーズに的確に応え、人権尊重の理念に基づく障害者施策を総合的、体系的に構築し、近年の人権侵害の状況も把握の上、すべての人が個人として尊重され、共に支えあい、暮らしていけるような地域社会づくりを進めていきます。

(4) 高齢者に対する施策

本市における65歳以上の人口比率は17%となり、さらに、2010年(平成22年)には25%になることも予測されています。

このような急速な高齢化に対応するには、高齢者を一律に弱者と見るのではなく、多様な価値観と行動力を持つ集団として、自立性の尊重を基本に、福祉、医療、健康の増進、社会参加、バリアフリーのまちづくりなどの施策を再構築していくことが必要となってきています。

本市においては、2000年(平成12年)に「新老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定し、2003年(平成15年)には、それぞれ「第2期高齢者保健福祉計画」及び「第2期介護保険事業計画」として見直しをしました。

「第2期高齢者保健福祉計画」の基本理念は、「みんなで支え合うやすらぎのいずみさの」とし、基本的視点は①健康づくりの推進、②要介護状態の軽減予防、③自立した在宅生活への支援、④個人の状況に応じた配慮、⑤福祉のまちづくりの推進、を掲げています。

また、「第2期介護保険事業計画」の基本的視点は、①介護サービスの普及と質の向上、②利用者本位のサービス提供と選択の自由、③健康づくりの推進、④要介護状態の軽減予防、⑤自立した在宅生活への支援、⑥個人の状況に応じた配慮、を掲げています。

これらの計画は、高齢者の人権尊重を基本的な視点としており、「福祉計画」、「事業計画」に基づいて、高齢者の自己決定権の尊重と権利擁護、高齢者の自立と地域活動、保健・福祉・医療の連携などを推進するため、行政、市民、地域関係団体、サービス事業者等が協働して取り組みをすすめていく必要があります。

(5) 子どもの人権尊重にむけた施策

日本は、1994年（平成6年）に、1989年（平成元年）第44回国連総会において採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准し、子どもの基本的人権の尊重や子どもの最善の利益の尊重などにむけ、社会全体が最大限努力することとしています。

その中で子どもは、権利を行使する主体として意見を表明し、教育を受け、健康、医療への権利を有し、親などによる虐待、放任、搾取から保護されることなどをうたっており、あらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するため、各締約国は適切な措置をとることとしています。

しかし、現状の子どもに関する課題としては、学校での教師による体罰、生徒間での「いじめ」、不登校、非行、中途退学、さらには家庭内における子どもへの「虐待」、児童売買春、犯罪の低年齢化、(子どもによる子どもへの加害)、性的虐待、自殺などさまざまな問題が依然としてあります。

これらは、少子化、核家族化が進み、学歴偏重やモノの豊かさのみを追求し、情報が氾濫する中で、地域や家庭で子どもがおとなから学ぶ機会や、遊びを通じて異なる年齢層の中で、心の成長を促す機会が減少し、基本的な生活習慣や社会性などを学ぶことが困難になっている状況や、子育てに対する社会的支援の不足など様々な要因が考えられます。

こういった課題に対する取り組みも進められてきていますが、子どもが一人の権利を行使する主体として、すべての子どもの人権が尊重され、人間性、創造性を豊かに、また、健やかに育ち、子ども自身の利益が尊重される環境づくりをめざして、子どもの育つ力、家庭の育む力、地域社会の支える力などを高めるため、子育て支援や教育に関する取り組みを推進している市民団体やNPO等との連携を強めるとともに、地域での取り組み等に対する支援や、子どもの課題についてのネットワークづくりや、さらには各施設での積極的な取り組み等を展開するなど、総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

(6) 外国人施策

国においては、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国籍、民族等による不当な差別事象の発生などの人権侵害の現状や人権擁護に関する状況に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方自治体、国民の責務を明らかにしています。

本市では、1998年（平成10年）策定の「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」の中で、互いの文化、習慣の違いを理解し、尊重しあうことが大切であり、市民の人権意識の高揚に努めるとしてしています。そのため相互理解の事業実施、海外研修事業等での交流、外国人

とのふれあいや交流などの国際交流の推進や外国人向けの日本語教育などの施策推進を進めてきています。

在日外国人の人権に関する課題は、意識や言葉、教育、医療、福祉、行政サービスの面など広範な分野に広がっています。

国際的な人権基準が形成され、グローバルな「人権」が問われている時代にあって、外国籍の住民の人権尊重、多文化共生社会の実現、地域社会への参加を掲げ、文化、生活習慣、言葉などのお互いの違いを認め合い、共に地域で暮らしていけるまちづくりをめざして、行政各分野における施策を総合的に推進していく必要があります。

(7) 情報化に伴う施策

近年の情報、通信技術の発展はめざましく、私たちの生活に多くの利便と豊かさをもたらしました。

しかし、情報化の進展とともに、個人情報的大量流出や、本人の知らない間に収集、利用されたり、誤った情報が不特定多数の人々に流布し、不利益をこうむるといったことが発生しています。

このような中、住民の不安感が高まるとともに、個人の権利意識が一層高まってきていることを背景に、誰もが自己に関する情報をコントロールする権利を持っていることをふまえ、住民の基本的な人権を擁護するために、個人情報を適正に取り扱う「個人情報保護法」が制定され、国、地方自治体、国民、事業者等が一体となって、一人ひとりの個人情報が適正に取り扱われる社会づくりに向けての法整備が行われました。

本市においても、1999年（平成11年）に、「泉佐野市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の保護、プライバシーの保護にむけて、「条

例」の周知も含め、取り組みを進めてきています。

また、インターネット上で、特定の個人を誹謗中傷する事象、同和地区名を掲載する事象や、さらには同和地区住民や外国人等に対する差別表現の流布といった問題も発生しています。

こういった電子空間での人権侵害行為に対する規制については、国、あるいは国際的な対策が必要であり、機会をとらえて要望等を行っていくことが必要です。

(8) その他の人権に関する課題

その他、以下のような諸課題がありますが、今後、「泉佐野市差別撤廃条例」の精神に基づき、人権尊重の視点を踏まえ取り組みを進めていく必要があります。

民族や出身地による文化の違いや歴史的経緯から派生する課題として、日本の社会にはアイヌの人たちや沖縄の人たちへの偏見が依然として存在します。

日本にある「家」意識や「世間」という考え方が根強く残っていることによる母子、父子家庭や婚外子に対する偏見があります。

最近、社会問題化している犯罪被害者やその家族に対するマスコミの取材、報道によるプライバシーの侵害やインターネットの掲示板への書き込みなどの問題も生じてきています。

誤った理解や正しい情報を知らない、知らされないことによるH I V、O-157、最近ではSARSなどの感染症に伴う人権侵害事象も多発していますし、性同一性障害や同性愛の人に対する偏見もあります。

また、最近、国が差別を認めましたが、長年にわたり「法」による排除と隔離を続けてきたハンセン病の元患者の人への偏見は、まだまだ残

っています。

さらに、科学技術の発展に伴い、遺伝子研究などの分野でおこりうる人権問題や、生活の利便性や物質的な豊かさを追求するあまり、地球的な規模で広がってきている環境問題等もあります。

近年では、景気の低迷による企業の倒産や求人の減少、高齢化した日雇い労働者の雇用の制約などによる道路、公園などでの野宿生活者の増加や、悪化する雇用労働問題や就労における様々な差別、就職や就労形態による差別、職場におけるセクシャルハラスメントなどの問題があります。

このように、日本の社会の中には様々な人権に関する課題があり、人権侵害に悩み、苦しみ、痛みを感じている人が多く存在している現実があります。

こうした人権に関する課題の解消にむけ、あらゆる分野での取り組みを進めていく必要があります。

本市においては、同和問題や他の人権問題について、その解決にむけて「人権対策本部」を設置するとともに、「条例」や「基本方針」等を策定し、施策を展開してきました。

また、まちづくりにおいても、「総合計画」のひとづくりの推進の中で、人権尊重の社会づくり、男女共同参画社会づくりをあげ取り組みを進めてきました。

結果、一定の前進が図られてきていますが、その時々の中での個別の具体的な課題に対応してきたものの、人権に関する総合的、体系的な施策を進めるという点では、課題を残してきたといわざるを得ません。

今日、国内外での人権の考え方の広がり、社会経済情勢の変化に伴う

新しい人権課題の生起、人権の基準等の変化の中、人権問題という大きな枠でとらえ、それぞれの課題の相関性なども視野に入れた総合的、体系的な施策の推進が求められています。

これまでの成果を損なうことなく、本市がめざす人権行政の基本理念の実現をめざし具体化するため、あらゆる行政の分野において推進が図られる体制を整備し、市の施策全般が人権尊重を基礎にして展開されるようなしくみ、システムづくりを構築していくことが必要であります。

IV. 人権行政の基本方向

市町村など各自治体の目標とするのは、日本国憲法の理念を地域で住民自治によって具体化していくことです。

市は、市民生活の中から生じるニーズに対し、市民の協力を得ながら、そのニーズに応じていく責務があり、市民生活に直接、間接を問わず深く関わる行政施策を推進していくことは、住民の福祉を増進し、人権を尊重し擁護していく必要があります。

地方自治体の仕事は全て人権にかかわりがあり、すべての行政は基本的に「人権行政」です。

あらゆる差別をなくすための行政を総合的行政として取り組み、全庁的にその経験が蓄積されて、具体的な人権尊重の理念に基づく行政の内実が豊かになることにより、行政全体が人権行政として高まっていくという認識を共有することが大切です。

こういった認識のもと、今後、人権行政の確立にむけ、「人権意識の高揚をはかるための施策」や、市民の自立や社会参加の促進、人権救済、保護をめざす「人権擁護に資する施策」を総合的に推進していく必要があります。

す。

1. 人権意識の高揚を図るための施策

市民一人ひとりが人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育を行うとともに、市民の主体的な活動を促進し、草の根的な活動に対する支援を進めます。

①人権教育・啓発の推進

1998年(平成10年)に、「人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画」を策定し、「人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人々を対象に実施し、人権をあたりまえの習慣、文化として日常生活に定着させ、すべての市民が人権尊重の精神をふまえた行動をすることができる社会の実現をめざす」ことを基本理念として取り組んでいます。

人権問題を解決していくためには、あらゆる差別につながる固定観念や偏見を払拭して、基本的人権の尊重及び人間の尊厳に対する認識を社会に広め、多様な価値観をもつ人々が社会に主体的に参加し、互いに違いを認め合い、共に生きていく人間関係をつくっていくには、人権教育が重要となってきました。

そして、人権意識や人権尊重の意識の高まりが自らの豊かな生き方につながっていくことに気づき、日常生活での様々なできごとを通じて実践していけるよう、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会をとらえて人権教育を推進し、実態に学び、正しく知るための取り組み、ちがいを認め合い、豊かな人間関係を育む中で人権を守り、確立していくための行動力を身につけるような取り組みを展開していきます。

また、すべての人びとに、人権教育を受ける権利を保障し、その過程において、人権尊重の視点に立った手法、環境を確保するとともに、体系的に学習できるカリキュラムや教材等の開発を進めていきます。

これまでの成果をさらに発展させ、人権問題の本質に迫り、その解決にむけた展望を切り拓き、態度や行動に結びつくよう、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を活用しての人権教育を推進していきます。

②職員研修

地方自治体の業務は全て人権にかかわりがあり、基本的人権の尊重が住民と最も直結した課題であるという観点から、自治体職員は、「憲法」や国際条約、国際法規などで保障されている基本的人権を尊重し、擁護する義務を負っています。

1993年（平成5年）に施行された「泉佐野市差別撤廃条例」の第2条に規定されている市の責務は、すべての職員はその職務を通じて基本的人権を守る責務を担っており、人権啓発リーダーとして、人権意識の高揚に努める必要があるとしています。

差別の実態や現実から学び、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を自らの課題とし、学習を進めていけるよう研修実施に取り組みます。

③市民参加の促進

市民が憲法や人権関係の諸条約、「条例」、「計画」、「指針」等の理念や内容を理解し、自らの生活の中で具体的にいかせるよう、また、様々な人々との出会いや交流を通じて、豊かな人間関係をつくることにより偏見や無理解をなくし、多様性を認め合う価値観を身につけることが重要です。

また、市民の動機付けというこれまでの手法は、ややもすれば一方通行的であったが、今後は市民が主体的に自分の意識をみつめ、人権問題が自らの生活に深くかかわるものであることに気づき、考え、学習し、行動へとつながるような啓発活動を進めていく必要があります。

そのため、人権対策本部と人権を守る市民の会で共催している町別懇談会を、さらに充実させて継続していきます。

また、現在、草の根的な人権啓発を進めている市民組織である「人権を守る市民の会」との連携をさらに強めていくとともに、人権を守る市民の会地区委員活動や、人権啓発推進委員活動の充実に対する支援をしていきます。

(社)泉佐野市人権協会、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会などの人権に関わる諸団体との連携・協働に努めるとともに、NPO等も視野に入れた草の根的な活動にも取り組んでいきます。

さらに、差別意識の解消にとって、地域における交流やまちづくりの協働作業などを通じた豊かな人間関係づくりの中で、人権問題を学ぶことが有効であり、人権文化センターを中心とした各施設を活用し、周辺地域住民をまきこんだ交流がはかれるようスポーツ、文化、福祉などの分野での取り組みを進めていきます。また、人権啓発活動奨励制度を制定するなど、市民の啓発活動の促進を図ります。

④指導者の育成

人権教育を効果的に推進するためには、指導者の養成が重要であり、現在開催している指導者養成講座「あいあい講座」を今後も継続することに取り組んでいきます。

また、他団体等が実施する講座・学習会等へも積極的に参加が促進でき

るよう、環境づくりや情報提供に努めます。

さらに、人権教育に関する諸機関との連携や支援に努めます。

⑤情報の収集・提供

人権教育、啓発は、公共施設のみならず、企業、地域、家庭などさまざまなところで、また、行政だけではなく、市民グループやNPOなどあらゆる媒体を通じて実施されることがより効果的であり、必要に応じて知識や手法、講師や教材・事例等のあらゆる情報を充分かつ適切に提供できるよう努めていきます。様々な媒体を駆使しての人権に関する情報収集と提供の充実を図ります。

2. 人権擁護に関する施策

市民一人ひとりが社会参加を通じて、自立・自己実現ができるよう支援するとともに、問題が生じた場合に一人で悩むのではなく、解決にむけて身近に相談できるよう、また人権侵害を受けたり、受けるおそれのある人を迅速に保護、救済できるよう、取り組みをすすめます。

①市民の自己決定と自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したとき、自らが解決していくことができるよう、助言や支援ができる相談機関や支援制度などの情報を効果的に提供できるような体制整備に努めます。

また、現在実施している「人権ケースワーク事業」の周知に努め、人権侵害を受けた、又は、受ける恐れのある市民への支援を行います。

さらに、市民が自分の生き方を自分で選択、決定し、自分らしく生きることや自己実現を支援するため、必要な情報の提供や自己実現への力を高めるための施策の推進を図ります。

②人権に関する相談窓口の整備及び人材の育成

人権侵害をはじめ、さまざまな問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決のための方法を本人が主体的に選択できるよう、また、きめ細かな対応ができるよう身近で安心される相談窓口の充実を図ります。

また、人権相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているケースが多いため、相談窓口でこれらの要因を解きほぐし、心理的な援助、社会資源や施策の組み合わせによる援助等、きめ細かい対応が必要であり、相談に携わる人材の育成のため、さまざまな研修を行うとともに、応接や面接に関する技法の習得を進め、専門性を高める取り組みを進めます。

③人権相談活動のネットワークの構築

人権相談の内容は多種多様であり、ひとつの相談機関において対応することが困難なケースも多いことから、(社)泉佐野市人権協会などとの協働、連携を強め、その他さまざまな相談機関とのネットワーク体制の整備、充実を図ります。

あわせて、迅速かつ適切な助言や人権擁護に関するさまざまな情報提供が行えるような、総合的な人権相談システムの構築を図ります。

④人権侵害の実態把握と人権施策の効果的な推進

人権相談は、人権侵害の実態を把握し、相談に対する解決、方策を蓄積する機能を有していることから、事例の集約、システムの確立が必要であると同時に、事例の集約により人権問題に関する実態、課題を把握し、今後の人権施策を効果的に推進していけるようにします。

あわせて、相談に関するノウハウを蓄積し、より効果的・総合的な相談の実施へとつなげていきます。

⑤人権救済、保護システム

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐなど、内容に応じて柔軟な対応をはかることや、さまざまな施策を実施することにより、市民の権利擁護や侵害の予防を図っていくことが必要です。

市民の人権が適切に守られるよう、相談窓口と個別の専門機関との連携のもとでの救済策が講じられるようしくみづくりを、国や府の動きも踏まえながら構築に努めます。

また、被害者救済、保護にむけて活動しているNPO団体や市民グループとの連携も図っていきます。

V. 人権施策の推進

人権問題は、人類共通の重要な課題であるという認識が共有されており、「人権尊重」が21世紀のキーワードという世界的な潮流がさらに大きなものとなっています。しかし、現状では平和や環境、人権という人類にとって重要、かつグローバルな問題をみると必ずしも安心できる状況になく、一人ひとりが自らの問題として主体的に考えていかななくては、逆の流れに向かう危険性もあります。

こういった中、市民の日常生活に密接に関わる自治体の行政施策については、人権を尊重し、擁護する視点が特に必要であり、すべての行政は人権行政であるとの認識を共有し、推進していかねばなりません。

このためには、施策を総合的、体系的に推進する全庁的な体制の整備や審議会の充実、また、施策の立案から実施にいたる過程で人権尊重の理念が生かされているかというチェックができるしくみなどを確立していくことが求められています。

また、各部局が連携をはかるとともに、これまでに培われてきた実績や成果を積極的に活用することが必要です。

今後は、先に述べた人権尊重の理念を基礎に、行政施策を展開するとともに、「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない人権擁護都市・泉佐野」を市民一人ひとりの参加と理解、協力を得て、実現していかねばなりません。

1. 人権尊重を基礎とした業務の遂行

人権行政の基本理念の実現を図るため、行政運営のすべての過程において、「人間の尊厳の尊重」、「平等の保障」、「自己決定権の尊重」を基準として進めていきます。

人権行政は、特定の部局のみが実施するものではなく、あらゆる分野において遂行していくものであり、日常業務における法令、条例、要綱などの趣旨・目的に沿うマニュアルや慣行等を常に人権の視点から検証し、必要に応じて改善、工夫を行っていくことが大切であり、そうした企画・運営システムを構築することが求められています。

2. 推進のための体制

今日、社会は多様化、複雑化、高度化しており、社会の変化や時代の変化により、人権の基準も変化し、新たな人権問題も生起しています。人権行政は、総合的、計画的に推進していくことが重要となっています。

このような中、本市は、「泉佐野市差別撤廃条例」を制定し、人権が尊重される社会の実現にむけて、全市、全職員が取り組むべき重要課題であることを内外に明らかにし、総合的・計画的な人権行政の確立にむけての取り組みを進めてきています。

市長を本部長とする「泉佐野市人権対策本部」の強化を図るということ

で、2003年4月の機構改革にあわせ、「行政施策推進小委員会」を設置し、幹事として人権推進課兼務職員を配置しました。

今後、人権の視点からの基準づくり等の取り組みを進め、施策の企画、調整、点検等を行い、それぞれの分野における人権施策の推進にむけて取り組んでいきます。

また、「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」についても、積極的に開催、活用し、幅広く市民の意見を取り入れるとともに、人権擁護委員との連携強化も図っていきます。

3. 府や各市町村との連携

大阪府や各市町村においては、それぞれの地域の状況に応じて人権問題についての取り組みが進められています。

近年、市町村合併、広域行政等を推進する流れが強まる中、人権施策を推進していくうえにおいても、合同の取り組み等が重要であることから、今後より一層連携を図り、情報交換等に努めます。

4. 市民団体や企業、NPO等との連携と協働

人権行政の推進にあたっては、市民団体や企業、NPO、ボランティア団体との連携、協働が重要です。

「人権を守る市民の会」、「人権啓発推進委員連絡会」、「(社) 泉佐野市人権協会」、「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」をはじめとする諸団体等との連携を強め、人権行政推進のための役割分担や活動を促すような事業の企画や役割分担や支援等を実施します。

また、市民グループの育成やNPO、ボランティア等のネットワークづくりも視野に入れて取り組みます。